

令和3年度 補助金等情報一覧<< 教育委員会 >>

番号	事業名	補助対象(者)	対象事業・助成内容(概要)	問合せ先	詳細アドレス
1	登米市教育文化振興補助金	以下の全てに該当するもの (1)大会要綱等で定められている範囲の参加者(選手と大会本部等から委嘱された監督・役員等を対象者とする) (2)市内居住者又は市外に住所を有する者であって市内に通学・勤務している者、市内住民で組織する団体で参加する者 (3)県予選を経て出場資格を得た者(前年度優勝で出場資格を得ている者等を含む)	宮城県、東北地区又は国の代表として参加するアマチュア対象の大会かつ公的団体主催の非営利的大会 交付対象主催団体 ・国、地方公共団体 ・日本体育協会及び加盟団体(関連団体含む) ・学校教育及び社会教育団体で市長が認める団体 対象経費(交付対象者にかかる費用で、交通費、宿泊費、参加料、保険料のうち、大会参加に直接要する経費)の20%を補助	登米市教育委員会教育部 生涯学習課スポーツ振興係 TEL: 0220-34-2698	
2	登米市スポーツ競技会開催支援事業補助金	以下の全てに該当するもの (1)参加人数が50人以上で、そのうち半数以上が市民であること。ただし、参加人数が100人以上の場合は、市民の参加人数が半数未満であっても交付対象事業とする。 ※参加人数は、選手及び監督とする。 (2)国、県、市、民間企業等からの補助金、協賛金等の交付を受けないこと。 (3)営利を目的とせず、かつ、政治的又は宗教的活動を行わないものであること。	競技スポーツの推進を図るため、スポーツ競技会を開催する社会体育団体に対し交付を行う。 対象経費について 報償費、消耗品費、印刷製本費、役務費、使用料及び賃借料とする。 補助金算出方法について (1)参加人数が50人以上500人未満の場合は、参加人数に200円を乗じた金額 (2)参加人数が500人以上の場合は、500人を超過した人数に100円を乗じ、100,000円を加算した金額 (3)補助対象経費から大会参加費(収入)を差引いた金額(1,000円未満は切捨とする) (1)と(3)、(2)と(3)をそれぞれ比較し、低い金額を補助金額とする。 ただし、大会参加人数が100名以上で、市民参加比率が半分以下の場合は、上記で算出された金額の2分の1の金額を補助金額とする。	登米市教育委員会教育部 生涯学習課スポーツ振興係 TEL: 0220-34-2698	

3	登米市児童生徒就学 援助費	下記のいずれかの方 (1)生活保護を受けている方 (2)生活保護法に基づく保護 の停止又は廃止 (3)個人事業税の減免 (4)世帯に課税された市民税 の非課税又は減免 (5)固定資産税の減免 (6)国民年金の掛金の減免 (7)国民健康保険税の減免又 は徴収の猶予 (8)児童扶養手当の全額支給 (9)生活福祉資金の貸付 (10)その他の要件により準要 保護と認められるもの	援助の種類は下記のとおり (1)学用品費(学級費等) (2)通学用品費 (3)新入学児童生徒学用品費 (4)校外活動費(泊なし) (5)校外活動費(泊あり) (6)修学旅行費 (7)学校給食費 (8)医療費 詳細については、お問い合わせ 下さい。	登米市教育委員会教育部 学校教育課教育振興係 TEL : 0220-34-2679	
---	------------------	--	---	---	--